

地域の人と農地の問題の 解決に向けた支援が始まります

農業をめぐる状況をみると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

そこで、集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか、といった「人と農地の問題」について、地域で真剣に考えていただくため、国では平成24年度より「人・農地プラン」の作成支援と、そのプラン実現に向けての各種支援策が始められます。この機会に、将来の地域農業を皆さんで考えましょう。

□ 人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です □

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めます。



プラン実現
に向けての

支援策

〈集落における話し合いにあたって〉

- マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

□ 人・農地プランには、様々なメリットがあります □

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満で独立・自営就農する方への支援）
※ 準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付されます
- ◎ 農地集積協力金
（中心となる経営体に農地を提供する方への支援）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
（認定農業者への支援）

概要次面参照



といった支援を受けることができます。

人・農地プランに位置づけられた場合の支援策

青年就農者の定着支援

■青年就農給付金（経営開始型）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付（年間150万円）。

- 市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
- 所得が250万円以上ある場合は給付しない
- ※ 独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象

【要件等】

- (1) 就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農であること
- (3) 自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
 - ・自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの貸借が主）を有している。
 - ・主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。
 - ・本人名義で生産物を出荷・取引している。
 - ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
- (4) 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象とする。
- (5) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
- (6) 就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業＜農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等＞も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。
- (7) 人・農地プランへの位置づけ
- (8) 市町村が作成する人・農地プランに位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）。
- (9) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

【給付対象の特例】

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は1.5人分を給付する。
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年目までとする。

■青年就農給付金（準備型）

※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付されます

県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について1年間150万円を最長2年間給付。

- 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還

農地の利用集積を促進

農地の出し手への支援

■農地集積協力金

人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合に、市町村等が、それに協力する者に対して協力金を交付。

【要件等】

- (1) 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者（リタイアする農業者等）
 - 遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられません。
 - 農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。
- (2) 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任することが必要です。
 - 委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。
 - 今後10年間の農作物の販売を行わない（リタイアする農業者・農地の相続人の場合）旨の誓約が必要です。
 - 白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。
 - 交付対象者の農業用機械の取り扱いについては、集落・地域の話し合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましい。

【参考】

農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額
 0.5ha以下：30万円／戸
 0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
 2.0ha超：70万円／戸

農地の受け手への支援

■規模拡大加算

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします。

- 農業者戸別所得補償加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を設定した農地の面積に応じて、農地の受け手に2万円/10aが交付

■スーパーL資金の金利負担軽減措置

人・農地プランに位置づけられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金（規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

問い合わせ先

曾於市役所

本庁（末吉）経済課 農政係
 大隅支所 産業振興課 農政商工係
 財部支所 産業振興課 農政商工係

TEL 0986-76-8808

TEL 099-482-5950

TEL 0986-72-0938